

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年3月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2200611号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200099号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年4月28日から同年5月1日に訂正し、平成2年4月の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

平成2年4月28日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求期間に係る平成2年4月28日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月28日から同年5月1日まで

昭和57年に入社してから現在までB社に継続して勤務しているが、年金記録を確認したところ、船員保険から厚生年金保険へ切り替わった時期の加入期間が漏れている。調査の上、当該期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された請求者の「個人履歴」、請求者から提出された船員手帳及び事業主の回答により、請求者は、請求期間において、A社に在籍し、継続して船舶に乗船勤務しており、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、異動日については、事業主の陳述及び雇用保険の加入記録から平成2年5月1日とし、請求期間の標準報酬月額については、A社における同年3月のオンライン記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の平成2年4月28日から同年5月1日までの期間について、請求者の船員保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。